

令和4年1月20日

保育園等に在籍する児童の保護者の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚
保育指導課長 鈴木 明彦

保育園等の登園自粛の要請について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいます。誠にありがとうございます。

政府は、この間の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新宿区を含む東京都を、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として指定しました。

保育所等については、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている1月21日（金）から2月13日（日）までにおいても、感染防止対策を徹底した上で、原則として開所します。

一方で、お子様の感染予防の観点から、勤め先の協力が得られる場合など特別な負担がない範囲で、家庭における保育（登園自粛）や登園時刻の変更、保育時間の短縮に、ご協力をお願いいたします。

当該期間において、感染防止のため家庭保育（登園自粛）にご協力いただいた場合、お休みした日数に応じて保育料の日割り計算を行います。詳細は別途お知らせいたします。

本方針は1月20日現在のものであり、今後の国・東京都の方針や感染状況を踏まえ、急遽対応が変更となる場合があります。その場合は、改めてお知らせいたします。

（問合せ先）

新宿区子ども家庭部保育課

入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795

（FAX番号両係共通）